

第53号議案

ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 ふじみ野市都市計画税条例（平成17年ふじみ野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 ふじみ野市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。